

市町村立小中学校・義務教育学校版
学校再開・通常登校における
ガイドライン
(新型コロナウイルス感染防止対策)
～Ver.2～

令和2年9月1日
埼玉県教育委員会

はじめに

現在、県内の感染状況は再び拡大傾向であり、以前として予断を許さない状況です。

このような状況の中であっても、各学校においては感染防止対策の徹底を図りつつ、児童生徒の学びを継続する学校運営が求められているところです。

そこで、そのための参考資料「市町村立小中学校・義務教育学校版 学校再開・通常登校におけるガイドライン（新型コロナウイルス感染症防止対策）～Ver. 2～」を作成しました。

各市町村教育委員会においては、新しいガイドラインを参考に、市町村の状況を踏まえ、引き続き適切に対応するようお願いいたします。

目 次

I 感染症対策の徹底について	1
1 児童生徒、教職員への指導について	
(1) 基本的な感染症対策の実施	
(2) 集団感染のリスクへの対応	
(3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導	
2 校内の環境衛生管理について	
(1) 清掃・消毒	
(2) 校舎内のゾーニング	
(3) 来校者への対応	
3 組織体制の整備について	
II 教育活動上の留意点について	6
1 学校生活について	
(1) 登下校	
(2) 各教科等の指導	
(3) 学校給食	
(4) 休み時間	
(5) 清掃	
(6) 学校行事	
(7) 部活動	
(8) 身体測定・健康診断	
2 その他の配慮事項について	
(1) 特別な教育的支援を要する児童生徒への対応	
(2) 日本語指導を必要とする児童生徒への指導	
(3) 特に配慮を要する子供たちへの対応	
(4) 学校図書館の活用	
III 再び臨時休業になった場合の留意点について	14
1 学校運営について	
(1) 出欠の取扱い等	
(2) 分散登校について	
(3) 家庭学習の充実	
(4) ICTの活用について	
(5) 臨時休業期間中の学習評価の在り方	

IV	<u>授業の遅れに対する学習の保障について</u>	18
1	休業期間終了後の授業の確保について	
	(1) 時間割編成の工夫	
	(2) 学校行事及びその他の取組の縮減	
	(3) 長期休業の短縮等	
	(4) 学校の授業における学習活動の重点化	
V	<u>心のケア等に関することについて</u>	20
1	心のケアについて	
	(1) 児童生徒の理解・心のケア	
	(2) 自殺予防への取組	
	(3) 児童生徒の不登校等への対応	
	(4) 相談窓口	
2	感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめについて	
	(1) 感染者等に対する偏見や差別、いじめ	
	(2) SNS上の書き込み等	
3	児童虐待への対応について	
VI	<u>教職員の勤務・サービス、健康管理について</u>	23
1	教職員の勤務・サービスについて	
	(1) 教職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合等のサービス	
	(2) 妊娠中の女性職員への配慮等について	
2	教職員の健康管理について	
	(1) 日々の健康管理	
	(2) 体調不良時の対応	
VII	<u>感染者が判明、または濃厚接触者が特定された場合の対応について</u>	24
1	新型コロナウイルス感染者発生時の対応	
2	臨時休業を検討する際の判断要件	
3	濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）	
VIII	<u>臨時休業の考え方について</u>	26

I 感染症対策の徹底について

1 児童生徒、教職員への指導について¹

(1) 基本的な感染症対策の実施

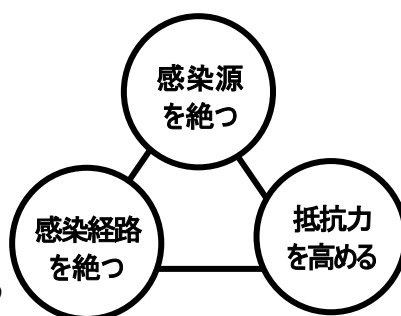
ア 感染症対策のポイント

感染源を絶つ行動

- ◎発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒は、自宅で休養（出席停止）
- ◎家庭と連携した健康観察
- ◎学校に入る前の検温 等

3つの徹底

- ◎手洗い
- ◎咳エチケット（マスクの着用）
- ◎清掃により清潔な空間を保つ



規則正しい生活

- ◎十分な睡眠
- ◎適度な運動
- ◎バランスの取れた食事 等

※国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020. 8. 6 Ver. 3)第2章2.「基本的な感染症対策の実施」参照

イ 事前に家庭に確認（周知）をし、保護者の理解と協力を得ておくこと。なお、学校では、登校時に健康状態が確認できない場合には、学校で教室に入る前に検温及び健康観察を実施すること。

- ・体調不良（発熱、咳等の風邪の症状、倦怠感がある等）の場合、登校させない。なお、発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となることも併せて周知しておく。
- ・登校前に、健康観察カードを活用した検温、健康観察、体調管理を徹底する。（検温は、朝・夕に実施する。）また、同居の家族の健康管理にも（検温等）協力を依頼する。
- ・感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、児童生徒の登校を控えることも願う。
- ・登校後に体調不良となった場合は、速やかに迎えに来てもらう。（原則、公共交通機関の利用を避ける。）
- ・感染が疑われる（濃厚接触者、PCR 検査等の対象者になる等）場合には、学校へ速やかに連絡する。
- ・登校時には感染症対策用の持ち物として、清潔なハンカチ・ティッシュ、

¹ 令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」参照

マスク、マスクを保管する際の清潔なビニールや布等を持参させる。

- ・規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え、健康管理に努める。
- ・感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないような配慮にも協力をいただく。

ウ 学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

- ・当該児童生徒を安全に帰宅させ（早退）、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

◆体調不良者への対応具体例

- 体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。
- 教職員は授業ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。
- 体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。
- 児童生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- 応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。
(必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。)

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア マスクの着用

(ア) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。

(イ) ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日
*熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため
- ・体育の授業

*令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」参照

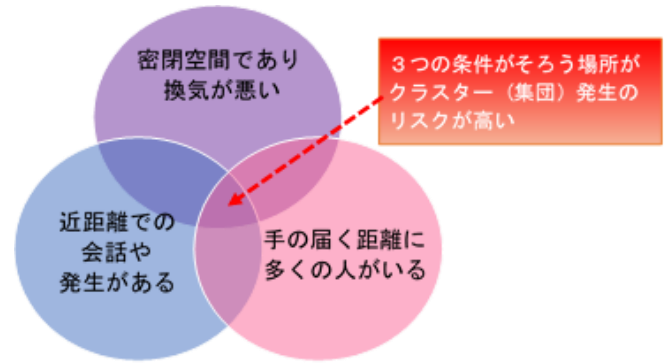
イ 「3つの密」の回避の徹底

(ア) 換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底（こまめに換気）

- ・可能な限り、常時2方向の窓を開放する。
- ・エアコンの使用時も換気を行う。
- ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ。

(イ) 多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離（1 m以上）の確保

- ・ 不必要な身体接触を避ける。
（握手や手つなぎ、ハイタッチ等）
- ・ 並び方や座席の配置等を工夫する。
（1 m以上の間隔を開ける）
- ・ 学年集会などにおいても、身体的距離を確保する。
（広いスペースが確保できる場所）



(ウ) 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない。

- ・ 昼食時は、対面にならないようにする。
- ・ 廊下や階段における接触を避けるため、校舎内の通行方法（右（左）側通行など）を定める。

(エ) 家庭内感染から校内感染に発展させないようにするためにも、以下の利用を推進していく。

- ・ 埼玉県 LINE コロナお知らせシステム
- ・ 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ

ウ 手洗いの徹底

(ア) 流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- ・ 手洗いのタイミング
⇒ 外から教室に入るとき、給食（昼食）の前後、トイレの後、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、掃除の後、共有のものを触ったときなど
 - ・ 手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない。
 - ・ 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いる。
- ※石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするよう場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

ア 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

※ https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導する。

2 校内の環境衛生管理について

(1) 清掃・消毒

消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗

い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「ア 普段の清掃・消毒のポイント」を参考とする。

ア 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。
 - ＊衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行う。

イ 消毒の方法等について

- ・ 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。また、学校薬剤師等と連携する。
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。
- ・ 換気を十分に行う。
- ・ 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。

ウ 感染者が発生した場合の消毒について

- ・ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにする。
- ・ トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。

※国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3)第2章2(2)P26(参考)消毒の方法及び主な留意事項参照

(2) 校舎内のゾーニング

- ア 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（右（左）側通行など）を定める。
- イ 検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施する。その際、検温及び健康観察を行う場所は、校舎外や専用の部屋を用意するなど工夫して実施することが望ましい。
- ウ 体調不良者の使用するトイレも専用とすることが望ましい。

【保健室について】

- 保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員への対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- 専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切ったり、入口を分けたりするなどし、対応を行う（ゾーニング）。
- 健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

(3) 来校者への対応

- ア 氏名や来校時間、連絡先等を記入させ、マスクの着用を徹底させる。
- イ 来客者の待機場所は、間隔をあけて椅子を置くなど、ソーシャルディスタンスをとるようにする。
- ウ 主に事務室が対応となるため、事務職員の対応方法についても工夫する。

【事務室の工夫例】

- 飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。
- 事務職員はマスク着用で対応する。
- 窓口に手指用消毒液を用意し、来校者にも利用いただく。
- 窓口カウンターを、定期的に消毒する。 等

3 組織体制の整備について

- (1) 教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておく。
- (2) 学校医及び学校薬剤師などと連携した管理体制を整える。

II 教育活動上の留意点について

1 学校生活について

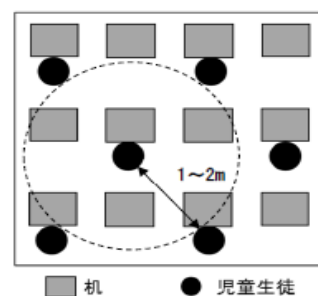
(1) 登下校

- ア 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時や、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導する。
- ・マスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかける。
 - ・マスクを外した時は、十分な距離を確保し、会話を控えることを指導する。
 - ・マスクを触らないように指導を徹底する。
- イ 公共交通機関やスクールバス等を利用する際は、マスクを着用する、降車後(または学校到着後)は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行う。
- ウ 登下校後に、石けんによる手洗いを徹底する。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない。
- エ 下校時は、グループごとに時間帯を設定して下校させるなどの工夫により、校門や昇降口等での密集が起こらないようにする。

(2) 各教科等の指導

ア 全体に関する内容

- ・始業前や授業開始時に健康観察を実施する。
 - ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。
 - ・可能な限り、身体的距離(目安1m以上)を確保する。
 - ・座席配置は右図を参考にする。
 - ・熱中症の防止対策として、児童生徒にはこまめに水分補給をさせるとともに健康状態を把握する。
 - ・共用の教材、教具、情報機器などを使用する場合には、使用する前後で手洗いを徹底させる。
 - ・通常授業及び家庭学習でICTを活用していくことが不測の事態に備えることにもなることから、令和2年7月7日付け教義指第345号を参照して、日頃からICTを活用する。
 - ・感染状況を踏まえ、少人数による話し合い、教え合いなどを実施する場合には、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。
- イ こまめな換気
- ・可能な限り、2方向の窓を開放する。
 - ・エアコンの使用時もこまめに換気を行う。
 - ・換気の程度は必要に応じて学校薬剤師に相談する。
- ウ 感染リスクの高い学習活動
- 各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、P7のような活動が挙げられる(「★」は特にリスクの高いもの)。



- ★各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ★音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ★家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ★体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

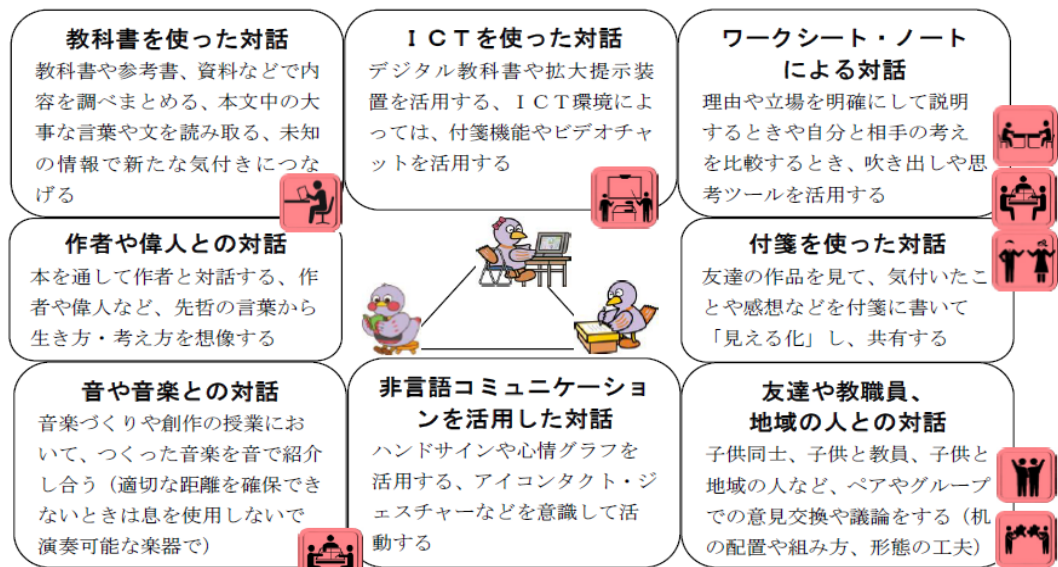
エ 指導上の留意点

- ・ICT の利活用を促進し、総合教育センターの動画等を利用する。
- ・Google classroom 等を利用し課題の配布や回収（例えば、家庭で行った調理実習の写真や家庭で練習した演奏の録画等の回収）ができるように、臨時休日ではない平常時から練習しておくことも大切である。
- ・「対話的な学び」がどのように実現できるかを考え、工夫して実施する。
 ※南部教育事務所が作成している授業改善リーフ第2集「学びのR No.26」（詳細は南部教育事務所のHPで確認できる）の一部「『対話的な学び』の各教科等で実践できる参考例」を参考にして実施することもできる。

「対話的な学び」の各教科等で実践できる参考例

※文部科学省HP「言語活動の充実に関する指導事例集」の中にも、参考になる事例が掲載されております。

※新型コロナウイルス感染予防の対策が求められる中、教科等で、どんな「対話」ができるでしょうか。下の例を参考に、考えてみましょう。



独立行政法人教職員支援機構（NITS）では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、学習課程の質的改善により実現したい子供の姿を定め、ピクトグラムでイメージ化しています。その中から「対話的な学び」のものを掲載しました。

互いの考えを比較する	多様な情報を収集する	思考を表現に置き換える	多様な手段で説明する	先哲の考え方を手掛かりとする	共に考えを創り上げる	協働して課題解決する

出典：「授業改善リーフ第2集 学びのR No.26」南部教育事務所発行

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）における感染状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
- ・体育の授業は、「令和2年度埼玉県小学校等教育課程研究協議会と中学校等教育課程説明・協議会 体育・保健体育部会資料（小学校・中学校）」を参照して実施すること。当面の間、地域の感染状況にもよるが、できるだけ屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど令和2年5月21日付け教保体第252号を踏まえた取扱いとする²。
- ・水泳については、令和2年5月22日付け教保体第255号³を参照する。
- ・音楽の授業については、「令和2年度埼玉県小学校等教育課程研究協議会と中学校等教育課程説明・協議会 音楽部会資料（小学校・中学校）」を参照して実施すること。
- ・飛沫感染のリスクの少ない電子楽器（キーボード等）で代用するなどの工夫や、換気や十分な距離を確保した上で、マスク等を装着した上で歌唱活動を行う等の配慮をする。
- ・家庭科の調理実習については、総合教育センターの動画を活用し、調理は家庭で行うようにするなど工夫をして実施する。

（3）学校給食

市町村によって、学校運営がどういった段階にあるかは異なることから、学校給食の実施については各市町村教育委員会の判断とする。

学校給食を実施するに当たっては、国の通知⁴に示したもののほか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

² 令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」参照

³ 令和2年5月22日付け教保体第255号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（通知）」

⁴ 「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知別添1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知別添）参照

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

「学校再開後の場面ごとの対策」を参照しつつ、感染防止対策を徹底する。

<給食指導における留意点>

- ・手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ・配膳については、児童生徒が担当するものを限定したり、教職員が中心に行ったりするなど工夫をする。
- ・配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- ・対面にならないように指導を徹底する。
- ・可能な限り会話を控えるよう指導する。
- ・配膳室が密にならないように入室人数を制限するなどの工夫を行う。

(4) 休み時間

ア 廊下や階段においての接触や手洗い場の密集を避けるため、休み時間をずらしたり右側歩行を徹底したりする。

イ 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行う。

ウ 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせない。

エ 外から教室に入るときやトイレの後などには、石けんによる手洗いをさせる。

オ 会話をする際には一定距離を保つこと、互いの体が接触するような遊びは行かせない。

(5) 清掃

ア 換気の良い状況で行う。

イ マスクを着用し、必要最低限の指示以外の発言はしないで取り組ませる。

ウ 短時間で終了できるように工夫する。

エ 清掃後は、必ず石けんと流水による手洗いを行う。

オ 体調不良者が使用したトイレや教室の清掃は、児童生徒にさせない。

(6) 学校行事

感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動となることについては、以下のような対応をする。

ア 全校集会や学年集会、文化的行事等

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しない。

- ・換気の悪い密閉空間は避ける：換気の徹底（こまめに換気）
- ・多くの人々が密集する場所を作らない：身体的距離（1 m以上）の確保
- ・近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

イ 運動会・体育祭、体育的行事等

当面の間、実施する場合においては、開閉会式、競技中、応援中を問わず、「密」の状態にならないように競技内容や運営方法を検討する。

ウ 校外行事

実施する場合は、行事の目的、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなど慎重に判断し実施する。

修学旅行等の遠足（旅行）・集団宿泊的行事を実施する場合の感染症対策については、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き⁵」6月3日公表、同23日第2版）、「修学旅行の相談窓口の設置及びGo To トラベル事業の活用について⁶」及び「現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及びGo To トラベル事業の活用について⁷」を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行うこと。

（7）部活動

ア 基本的な考え方

部活動の実施に当たっては、「リスクの低い活動から徐々に実施すること」とする。学校での感染リスクをゼロにすることは困難であるが、衛生管理や熱中症対策を徹底し、段階的に活動を行っていく。

イ 進め方について

衛生管理や熱中症対策を徹底し、生徒の負担とならないよう行う⁸。

ウ 留意事項

- ・健康観察カード等を活用し、活動前の検温や体調を確認すること。
- ・活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行うこと。
- ・練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。
- ・万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じたりした場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。
- ・その他の指導内容等について、学校の設置者が定めている部活動の在り方に

⁵ 令和2年6月30日付け文部科学省事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き⁵」6月3日公表、同23日第2版）参照

⁶ 令和2年7月2日付け文部科学省事務連絡「修学旅行の相談窓口の設置及びGo To トラベル事業の活用について」参照

⁷ 令和2年7月28日付け文部科学省事務連絡「現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及びGo To トラベル事業の活用について」

⁸ 令和2年6月23日付け教保体第313-2号「部活動再開後の段階的な活動の進め方について（通知）」を参照

関する方針を遵守すること。

- ・泊を伴う活動については、当面の間実施しないこととする。
- ・外部指導者へも感染症対策について周知すること。

(8) 身体測定・健康診断⁹

- ア 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施する。
- イ 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施する。
- ウ 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得る。
- エ 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- オ 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。
- カ 体育の授業や体育的行事に児童生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

【3密を避ける例】

- ・ 児童生徒及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施する。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒する。

(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照)

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

- ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
- ・ 事前に児童生徒、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
- ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。

⁹ 文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するQ&A(7月27日更新)」参照

- ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ず消毒用アルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
- ・ 児童生徒の待機位置（並ぶ位置）が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
- ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

- ・ 児童生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

- ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。
- ・ 会場の換気を十分に行う。

2 その他の配慮事項

(1) 特別な教育的支援を要する児童生徒への対応

特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒については、変則的な時間割編成に伴う当該児童生徒への身体的・心理的な影響に特に配慮し、機械的に登校日の設定等を行うこととはせず、当該児童生徒の実態等を踏まえた丁寧な指導を行う。

ア 教育支援プラン

- ・ 児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行う。
- ・ 今年度は、教育支援プランの作成時の目標に対する評価を3月に行うことを基本とし、保護者の理解を得るとともに、作成に当たっては保護者と連携を図り、随時達成状況を伝えるよう努める。

イ 支援籍、交流及び共同学習

- ・ 支援籍の実施にあたっては、学校再開後に9月からの実施に向けた計画を作成する。その際には、各市町村で学校の再開状況が異なることにも十分留意した上で、実施相手校と丁寧に相談していく。また、直接交流だけでなく間接交流も含めて実施するなど受け入れ先等の状況も踏まえて検討する。
- ・ 交流及び共同学習の実施にあたっては同様に対応する。当面の間、多くの児童生徒が参加する交流会は中止とする。なお、ICTを活用した交流方法の工夫などを検討する。

(2) 日本語指導を必要とする児童生徒への指導

各教科等の内容を適切に理解する上では、日本語を適切に理解し、使用する能力が不可欠であることから、日本語指導を必要とする児童生徒については、当該

児童生徒の実態等を踏まえた丁寧な日本語指導を行う。

(3) 特に配慮を要する児童生徒への対応

登校ができていない児童生徒（新型コロナウイルス感染拡大前からの不登校も含む）に対しては、保護者と連絡を密に取りながら、学びを保障できるように努める。例えば、家庭訪問やICTの活用により、課題の配布・回収を行う、他の児童生徒との接触を避け別室で学習する、総合教育センターホームページ内の「家庭学習支援サイト」を活用するなどの工夫を行う。

また、臨時休業や分散登校を行っている期間中であっても、虐待を受けている児童生徒をはじめとする要保護児童等、特に配慮を要する児童生徒については登校させるなどきめ細かな対応のための工夫を行う。

(4) 学校図書館の活用

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

なお、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン¹⁰」が作成されているので、参考にすること。

¹⁰ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン¹⁰」（令和2年5月14日策定・6月30日更新）参照

Ⅲ 再び臨時休業になった場合の留意点について

1 学校運営について

(1) 出欠の取扱い等

ア 学校の全部を休業とする場合

- ・学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱う。
- ・任意の登校日における学習活動は、学習評価に反映することができる¹¹。
- ・登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮する。
- ・任意の登校日で実施した学習活動で、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができる。
- ・一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。

イ 学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童生徒の出欠の取扱いについては、以下のとおりとなる¹²。

- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ・出欠を記録する際には、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮（個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課す等）を行う。

ウ 感染予防のための欠席の取扱いについて

学校再開にあたり、医療的ケアが日常的に必要であったり、基礎疾患等のある子供たちが感染予防のために欠席する場合や、保護者の意向により感染予防のために欠席にしたりする場合における出欠の取扱いについて配慮する¹³。

(2) 分散登校

臨時休業を行う場合においても、各市町村教育委員会の判断で感染拡大防止策を講じながら臨時登校日を設け、分散登校等を実施することは考えられる。その場合の留意点等は、以下の通りである。

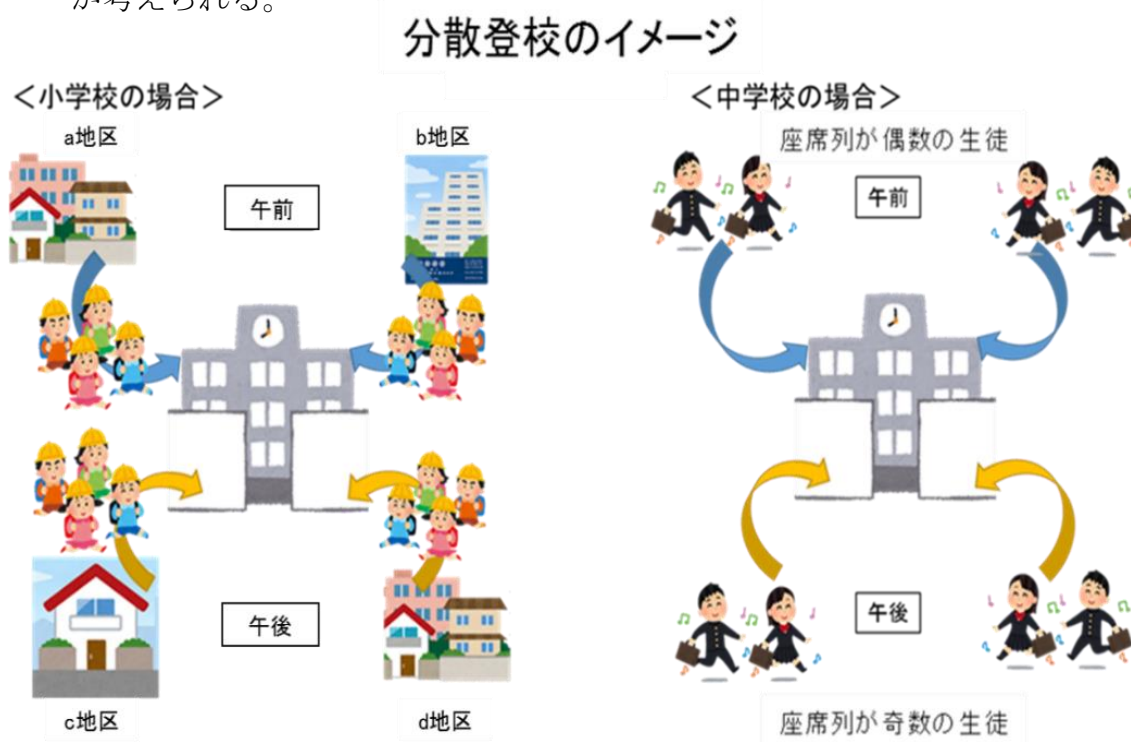
¹¹ 「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知）2（2）参照

¹² 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）別紙参照

¹³ 「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知）の3（2）参照

ア 分散登校の実施形態

- ・国が示しているとおおり¹⁴、今年度在籍している最終学年（小学校6年生、中学校3年生）は、次年度以降を見通した教育課程編成が認められておらず履修修了が他学年よりも強く求められる。そのため、これらの学年を優先的に登校させることも考えられる。
- ・各市町村教育委員会が学校の運営状況、市町村内の新規感染者数の状況、通常の教育活動の再開に係る保護者の理解等を十分に参酌・評価しつつ、登校日数を段階的に増やすことや通常登校を実施することも可能である。
- ・登校日数の増加や通常登校の実施について、保護者に十分な理解が得られるよう、これらに係る方針や手順等を検討しておくとともに状況に応じて柔軟に対応する。
- ・その際、密集・密接を避ける観点から、例えば以下のような形態での登校が考えられる。



イ 分散登校の取組方法

(ア) 感染症拡大防止の観点から、身体的距離（1 m以上）を確保するため、当面の間、通常のクラスの半数（20名程度）を基本とする。

(イ) 分散登校の活用

- ・学年ごとや地区ごとに登校時間に差を設けて登校させる。
- ・家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導を行う。

¹⁴ 令和2年5月1日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」参照

- ・小学校では、特に低学年に対する指導を次のように徹底し、交通事故や不審者対応などに対する指導を徹底する。

＜低学年に対する指導例＞

- ・登下校時のグループ編成の工夫
- ・徒歩通学時の等間隔、一列歩行や不要な会話の禁止
- ・高学年児童と同じ時間帯にした登下校

(ウ) 「分散登校」に関する出欠の取扱い

- ・学年毎に登校日を設定する場合は、登校の対象である学年は授業日数に含み、登校の対象でない学年は授業日数に含まない。
- ・学年の一部に登校日に設定する場合は、当該学年の授業日数に含み、登校の対象である児童生徒については出欠を記録するとともに、登校の対象ではない児童生徒については、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(エ) 保護者から学校を休ませたいと相談された際の対応¹⁵

- ・保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営方針について理解を得るよう努める。
- ・その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路のわからない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席としない場合もあり得ると考えられる。

(「非常変災等児童又保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなる。)

(3) 家庭学習の充実

- ア 全ての教科等において、今年度の指導計画等を踏まえた学習内容を教科書とそれを基にした学習プリント等の教材で計画的に家庭学習を課す。
- イ 家庭学習(予習や復習)と学校で実施する授業との関係を教員がまず整理し、家庭学習の目的を児童生徒に理解させた上で、授業計画を見直すなど、学習効果が一層上がるように工夫をする。
- ウ 県立総合教育センターHPの「家庭学習支援サイト」を参照し、教員が家庭学習課題を作成したり、児童生徒に学習動画を視聴させたりすることで、学びの充実を図ること。特に、中学校3年生については、同センターHP上ではテレビ埼玉で放送された授業動画もあるので、視聴させる。
- エ 家庭学習の実施状況や成果を確認し、必要に応じて一人一人に支援する。

¹⁵ 文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するQ&A (7月27日更新)」参照

(4) ICTの活用について

学校が臨時休業となった際にICTを活用してどのように全ての児童生徒の学びを継続するかについて、予め、次の事項を検討しておくこと。

- ・ 学習プラットフォームを活用した家庭学習の取組について
- ・ 端末を貸し出す児童生徒の特定について
- ・ 端末を貸し出す場合のルールについて
- ・ 学校のPCルームの開放等の措置について

(5) 臨時休業期間中の学習評価の在り方

臨時休業期間中に家庭学習を課した内容の理解度を把握するとともに、補習の要否等を判断するため、前年度分も含め臨時休業期間中に与えた課題に係る理解度を問うテスト等を実施する。

ただし、そのテストの結果のみによって評価を行うこととはしない。児童生徒の評価は、当該範囲に係るテストを改めて実施して理解度を把握した上で、家庭学習への取組姿勢等も含めて総合的に評価を行う。

IV 授業の遅れに対する学習の保障について

年度当初に編成した教育課程を見直す場合には、新学習指導要領の趣旨に則り、以下の基本的な考え方に基づくようにする。

- ア 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)を意識した上で、「何を学ぶか」(指導すべき内容)を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」(指導方法)を丁寧に見直す。
- イ 各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。
- ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図ること。特に、グループ学習等が難しい地域においては、調べ学習などを重点化し、「主体的な学び」と「深い学び」の充実を図る。
- エ 保護者に加え、地域や家庭に対しても丁寧に説明を行い、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について十分に認識の共有を図る。
- オ 地域の状況や児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行う。

1 休業期間終了後の授業時数の確保

標準授業時数を結果的に満たすことができなくても、それをもって法令違反となるわけではないが、学校再開後に児童生徒に適切な学習指導を行うためには、一定の授業時数の確保が必要である。そのため、各市町村及び各学校の状況に応じて、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、長期休業期間の短縮等により、授業時数の確保を行う必要がある。

次に示す内容を踏まえて、授業時数の確保を行う。

(1) 時間割編成の工夫

週当たりの授業時数の増加やモジュール授業の実施等について検討する。例えば、1コマを40分や45分に短くしたり、朝の活動等を見直したりして、一日当たりの授業コマ数を増加させる工夫がある。

(2) 学校行事及びその他の取組の縮減

学校行事及び準備時間の縮減等の工夫について検討する。

(3) 長期休業の短縮等

長期休業期間等を授業日にすることや土曜日に授業を行うことを検討する。ただし、各学校の状況や児童生徒の発達の段階等を踏まえて対応する。

その際は、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学

校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮する。なお、土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

児童生徒の評価を適切に行うことができるよう、各学期の期間の設定は、例年の慣行にとらわれず柔軟に行うことも考えられる。

(4) 学校の授業における学習活動の重点化

時間割編成の工夫、学校行事及びその他の取組の縮減、長期休業の短縮等の取組により、学校における指導を充実させる取組を行ってもなお、年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難という見通しがある場合の特例的な対応であること。

こうした見通しがある場合には、各地域や学校、児童生徒の実態を踏まえて、何を学校の授業以外の場（家庭や放課後等）で取り扱うことが適切であるかを検討した上で、適切なカリキュラム・マネジメントの視点に立って実施すること。

ア 学習活動の重点化を行う場合には、授業における学習活動を重点化する際の参考となる資料（採択している教科書発行者のホームページに掲載）を参考にすること。

イ 家庭や放課後等で取り組む課題を課す場合は、課題のねらいと評価のポイントを理解させてから取り組ませるなど、事前指導を十分に行った上で取り組ませること。

ウ 家庭や放課後等における取組を評定への総括に生かす場合には、適切な方法で取組状況を把握し、必要に応じて一人一人を指導した後の状況を評価の対象とすること。

エ 家庭や地域に対して丁寧に説明を行い、児童生徒の「学びの保障」のための取組方針について十分な認識の共有を図っておくこと。

オ 感染拡大の第2波、第3波に備え、課題の回収（臨時休業中には課題の配布も）についてICTを積極的に活用することで、学校と家庭のICTを活用した連絡手段を確保しておくこと。特に、学習プラットフォーム（Google Classroom等）を活用した学習課題の提示、履修状況の確認（特に、学習プラットフォームを使用すれば、効率的に履修状況の確認が可能になる）をする手段を御検討いただくこと¹⁶。

¹⁶ 令和2年7月7日付け教義指第345号「小中学校等におけるICT環境整備及びICT機器の活用について」を参照

V 心のケア等に関することについて

1 心のケアについて

(1) 児童生徒の理解・心のケア

児童生徒は、新型コロナウイルス感染症の特性が未だ解明されていないことから、今後も、分散登校、時差通学等、さまざまな状況が考えられ、そのことに起因する不安やストレスを抱えることが懸念される。引き続き、教職員が児童生徒の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活が送れるよう取り組む。

また、感染防止対策を講じての面談やオンラインツール等を活用するなど、児童生徒の悩みや相談に対して継続した支援を行う。

(2) 自殺予防への取組

前述のとおり、児童生徒の心理的な負担は継続していくことが予測される。自殺者が増加するような状況を避けるため、配慮を要する児童生徒を再確認するなど校内組織体制を整備するとともに、引き続き、学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて、児童生徒の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行う。

(参考) 令和2年8月18日付教生指第233号「令和2年度『自殺予防週間』の実施について(通知)」

(3) 児童生徒の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図り、現下の状況から児童生徒を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認する。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒の家庭との連携を図り、登校時の受け入れ体制を再確認する。

なお、不登校等児童生徒への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応するとともに、児童生徒の状況把握及び学校復帰に向けた支援においては、感染防止対策を講じての面談やオンラインツール等を効果的に活用するなどして、継続的に行う。

(4) 相談窓口

児童生徒は、現下の状況からさまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒の心のケアに配慮する。

- ・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）
～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～
- ・困ったときの相談窓口（県HP）
（URL）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>
- ・SNS教育相談（埼玉県教育委員会）
（参考）令和2年7月13日付け事務連絡「SNS相談窓口の更なる活用について」
（URL）<https://lin.ee/03SvfNZx>

2 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめについて

（1）感染者等に対する偏見や差別、いじめ

感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することは、児童生徒のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。

各学校においては、令和2年8月28日付け教人第99号「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」（P31参照）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達の段階に応じて適切に指導するとともに、人権教育の指導の充実をとおして、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることがないように取り組む。

今、新型コロナウイルス感染症の再拡大により身近な場所での感染の話を聞くようになると、自分の周囲の人の感染を疑うようになってくることもある。自分も感染させられるかもしれないと不安が生まれ、人間が生き延びようとする自己防衛本能から他者への攻撃が始まることもある。これが偏見や差別につながる。今こそ人権感覚を身に付け、人権への配慮や態度が行動に現れるような対応が求められる。

また、いじめが発生した場合には通常の対応と同様に組織として対応する。

【感染予防のため「人との距離を適切に保つ」指導を行う際の配慮点】

児童生徒に対し、「人とは離れなければならない」と形式的に指導した場合、その意味を理解することなく、人と離れることが目的となった過剰な言動（例：「あっちに行け」等、仲間はずれやいじめにつながる言動）につながってしまう懸念がある。

したがって、指導に当たっては、「人との距離を適切に保つ」目的やその理由について丁寧に説明するとともに、場面に応じた指導を継続していくことが重要である。また、そのような言動があった場合には、適切に指導する。

（2）SNS上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機

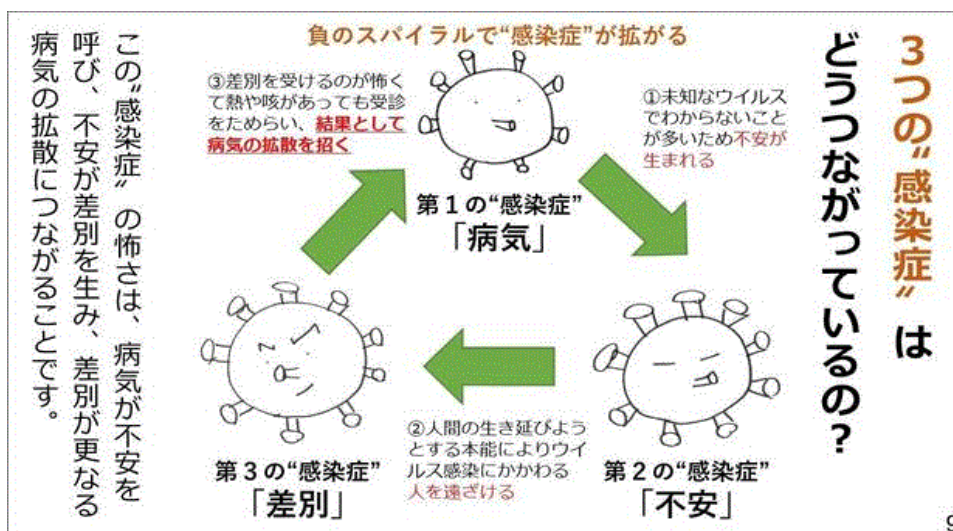
関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼する。

※ 別に生徒指導課から発出した、次の通知を参照し、内容を確認する。

◇令和2年5月22日付け教生指第75号「学校再開における児童生徒への適切な指導について（通知）」

◇令和2年5月28日付け教生指第93号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」

※ 日本赤十字社が発行している「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を参考にする。日本赤十字社のホームページでは20枚のスライドで「この感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることを示している。



出典：「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

(日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部 発行 2020年3月26日 初版)

3 児童虐待への対応について

(1) 夏季休業中に市町村の要保護児童対策地域協議会の把握している支援対象児童等について対応を行っている場合には、夏季休業後の当該児童生徒の登校状況や家庭状況等について、電話や面談等で保護者及び関係機関等との連携を図りながら、引き続き丁寧な状況把握に努める。

(2) 上記以外の児童生徒についても、夏季休業後に、夏季休業中の在籍児童生徒に関する児童虐待事案を発見した場合には、児童福祉担当課及び市町村の要保護児童対策地域協議会、市町村教育委員会等の関係機関へ連絡・情報共有し、連携した対応に努める。また、事案の内容に鑑みて緊急対応が必要な場合は児童相談所への速やかな通告等、迅速に対応する。

VI 教職員の勤務・サービス、健康管理について

1 教職員の勤務・サービスについて

(1) 教職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合等のサービス¹⁷ (※今後の感染症の状況等に応じて、適宜見直しを図っていく。)

- ・教職員に風邪症状がある場合：出勤を自粛（特別休暇：交通遮断休暇）
- ・教職員と同居している親族等に風邪症状がある場合：出勤を自粛（特別休暇：交通遮断休暇）
- ・教職員が保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断された場合（無症状の場合）：出勤を自粛（職専免の承認）
- ・教職員が濃厚接触者として停留措置を受けた場合：出勤不可（特別休暇：交通遮断休暇）
- ・教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する就業制限の対象になった場合：出勤不可（職専免の承認）

(2) 妊娠中の女性職員への配慮等について¹⁸

妊娠中の女性職員から勤務に関する相談等があった場合、以下のとおり適切に対応する。

ア 本人から口頭又は文書による申出の場合（妊娠障害休暇）

イ 母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健連絡カード」という。）の提出の場合

- ・母健連絡カードに「感染のおそれが低い作業への転換」「出勤の制限」等の文言の記載がある場合（学校内での勤務内容の配慮・自宅勤務・時差出勤）
- ・母健連絡カードに「休業」「療養」等勤務ができない旨の文言のみが記載されている場合（病気休暇）

2 教職員の健康管理について

(1) 日々の健康管理

朝夕自宅で検温し、風邪症状など自身の体調変化についての確認を行い、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤する。

(2) 体調不良時の対応¹⁹

ア 決して無理せず出勤を自粛し、自宅で休養する。

イ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅する。

¹⁷ 令和2年3月4日付教県第1041-2号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」、令和2年3月4日付教県第1042-2号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」参照

¹⁸ 令和2年5月27日付教県第133-2号「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」参照

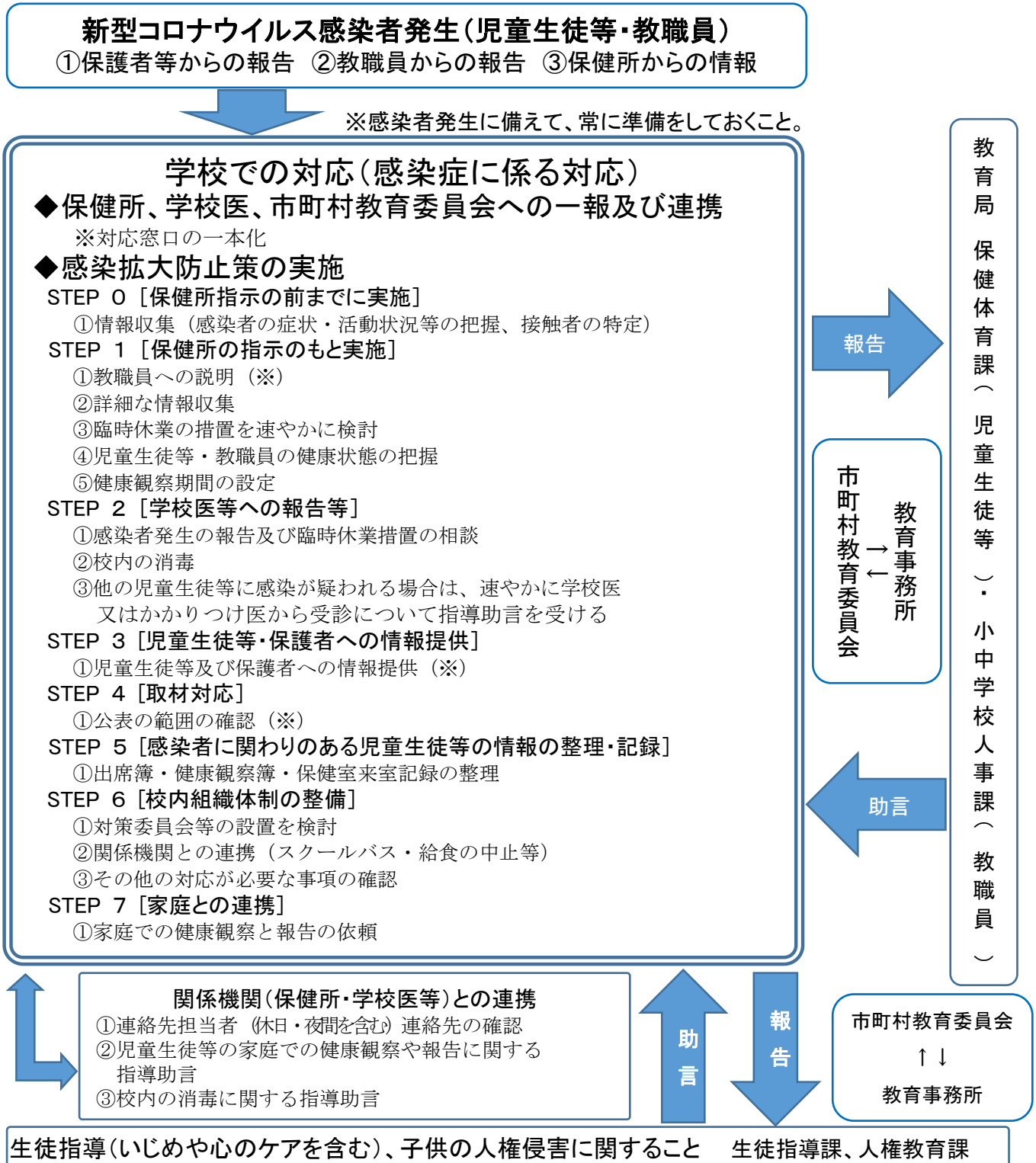
¹⁹ 文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するQ&A（7月27日更新）」参照

Ⅶ 感染者が判明、または濃厚接触者が特定された場合の対応について

1 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

新型コロナウイルス感染者発生時の対応(市町村立学校)

教育局県立学校部保健体育課 R2/5/22



(※)については、令和2年5月22日付け教保体第251-2号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について(令和2年5月22日)(通知)」別添参考1、参考2、参考3-1、参考3-2を参照の上、対応する。

2 臨時休業を検討する際の判断要件（詳しくは P26 「Ⅷ 臨時休業の考え方について」を参照。）

- ・ 感染者の学校内における活動の態様
- ・ 接触者の多寡
- ・ 地域における感染拡大の状況
- ・ 感染経路の明否 等

※ 国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3)第4章3. 臨時休業の判断について P49-54 参照

3 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

児童生徒及び教職員の同居の家族の中に感染者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。

- ・ 自宅で休養する児童生徒の指導要録上の記録について
- 指導要録上の記録は、「出席停止・忌引き等の日数」とする。

4 学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った際の報告区分について

○ 児童生徒が出席停止となった場合は、以下の表を参考に報告する。

事由	出席停止報告の区分 (学校→市町村教委→教育事務所・保健所)
児童生徒自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童生徒自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童生徒自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者がいる場合の登校自粛 (地域の感染レベル：レベル2、レベル3)	

Ⅷ 臨時休業の考え方について

1 基本的事項

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の対応についての基本的な事項が定められたことを受け、公立小・中学校等における対応について参考となる事項を示す。

なお、学校の臨時休業については、①新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）③学校保健安全法に基づく休業があるが、ここでは感染症法及び学校保健安全法による対応について示すこととする。

2 児童生徒の出席停止等

児童生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取る。出席停止期間については、学校の所在地を管轄する保健所等（以下、「保健所等」という。）の助言を踏まえ、市町村教育委員会と連携を図った上で校長が適切に判断する。

なお、児童生徒が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

また、教職員の場合にも児童生徒と同様の対応を図る。

3 学校の臨時休業

児童生徒や教職員（以下、「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、以下の4点を踏まえ、保健所等からの助言、校長の所見を基に、市町村教育委員会において臨時休業を判断する。

- ① 学校内における活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域の感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否

なお、保健所による調査の結果、感染症法上の対応が適当と判断された場合には、感染症法に基づく対応に移行する。

4 臨時休業から休業解除までの対応手順（P28の別紙参照）

プロセス1 PCR検査等対象となった場合の対応

- ・当該児童生徒等については、出席停止又は出勤停止とする。
- ・検査結果が出るまでの間、学校において濃厚接触者に係る次の状況を確認し、市町村教育委員会に報告する。
- ・保健所等との連携を図る。

（特に重要な確認項目）

- ・症状を呈した2日前からの学校内外での活動状況、家族構成等
- ・症状を呈した2日前からの接触者と接触状況

プロセス2 感染が確認された場合の対応

- ・学校の全部を臨時休業とする。
ただし、児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

保健所による調査・濃厚接触者の特定

- ・保健所による調査が行われ、濃厚接触者（児童生徒等）の特定がなされる。
- ・その結果により、①濃厚接触者がいる場合（プロセス3-1）②濃厚接触者がいない場合（プロセス3-2）③濃厚接触者がいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合（プロセス3-3）に分類される。

プロセス3-1 濃厚接触者がいる場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいると判断された場合には、濃厚接触者に対しPCR検査等が実施され、陽性又は陰性の判断がなされる。

プロセス3-1-1 濃厚接触者が陽性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、濃厚接触者が陽性と判断された場合には、プロセス2以降に戻りその者からの濃厚接触者の有無を特定する。

プロセス3-1-2 濃厚接触者が陰性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、陰性の場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-2 濃厚接触者がいない場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断された場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-3 濃厚接触者がいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断されたものの、複数の感染者が確認された場合や感染経路が不明な場合には、保健所等からの助言・指示事項、校長の所見を基に、市町村教育委員会において臨時休業を決定する。

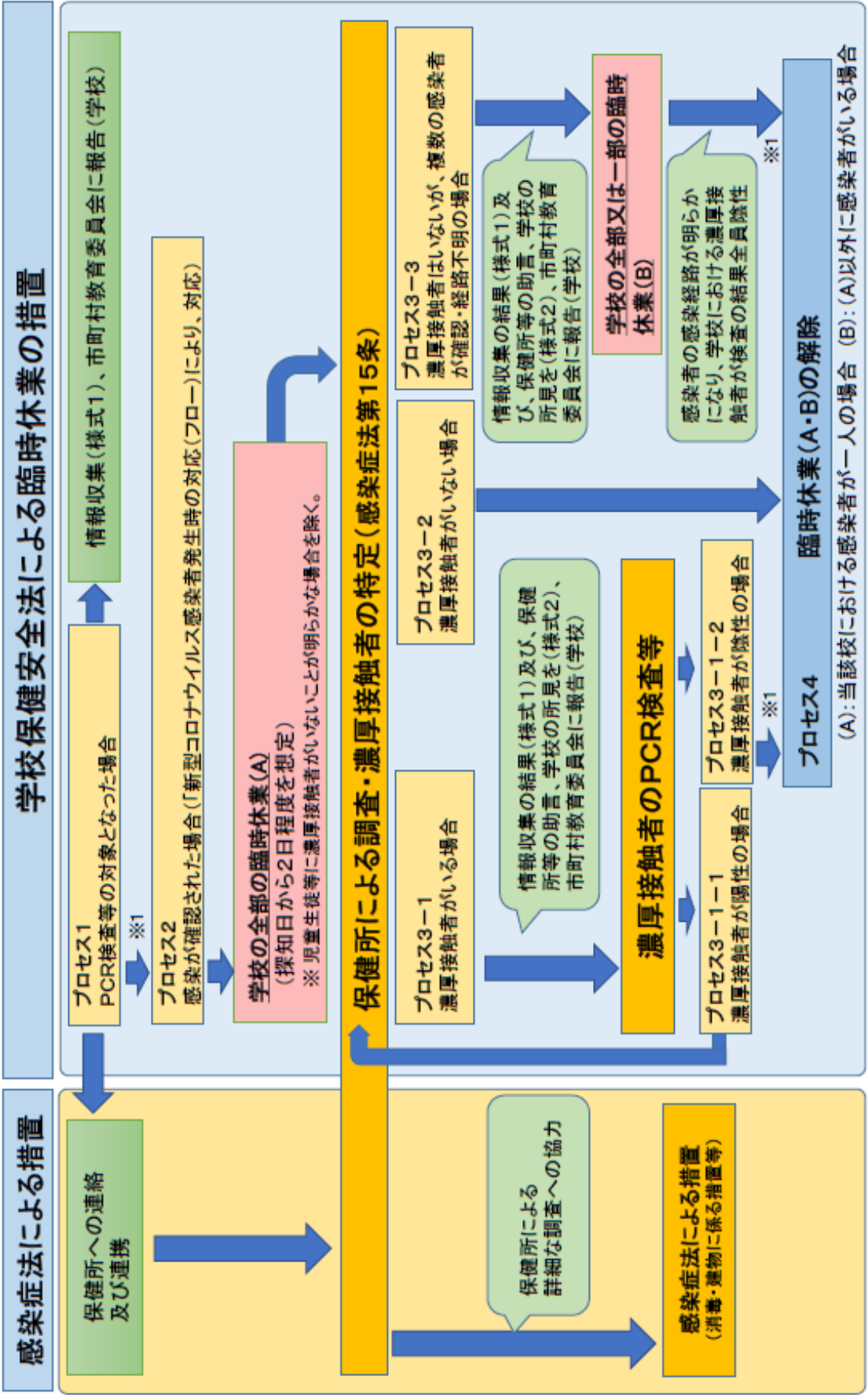
プロセス4 臨時休業の解除

- ・感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合は、臨時休業を解除する。

※ 令和2年6月16日付け教保体第330-2号「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の考え方について（通知）」から

臨時休業から休業解除までの対応手順

● 本資料における「保健所」は、学校の所在地を管轄する保健所をいう



※1 児童生徒が濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで、出席停止を解除

健康観察カード（児童生徒用）

学校名	年		組		番		氏名	
月／日	／	／	／	／	／	／	／	／
曜日	月	水	木	金	土	日		
体温	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸器症状	せき	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	息苦しさ	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	その他							
倦怠感等の症状（だるさ）	頭痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	関節筋肉痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	だるさ	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	その他							
備考								
※	登校前に必ず検温・健康観察を行い、症状がある場合は登校せず、休養してください。							
※	症状があり不安な場合は、必要に応じてかかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」等に電話などで相談してください。							
※	家族に体調不良者がいる場合には、備考欄にその旨を記入してください。							

健康観察カード（教員チェック用）

年 組

曜日	月				火				水				木				金				土			
	月/日				/				/				/				/				/			
	氏名				発熱	呼吸器	発熱	家族	発熱	呼吸器	発熱	家族	発熱	呼吸器	発熱	家族	発熱	呼吸器	発熱	家族	発熱	呼吸器	発熱	家族
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								
31																								
32																								
33																								
34																								
35																								
36																								
37																								
38																								
39																								
40																								

記入例 ○：症状がなく問題ない △：症状はあるが問題ない ×：下校対象

じどうせいと ほごしゃ みな 児童生徒・保護者の皆さんへ

いつもより短い夏休みが終わり、新学期が始まった児童生徒の皆さんに伝えたいことがあります。

新型コロナウイルス感染症が広がってから、今までと違う毎日に、皆さんはたくさん不安を感じていたのではないのでしょうか。そのような中でも、多くの方々が、皆さんが困らないように働いてくださっています。

しかし、残念なことに、SNSなどでは、そういった方々やその家族、そして感染症にかかって苦しんでいる人に対して、心ない書き込みなどが起きています。

皆さんが自宅や学校で感染予防を徹底しているにもかかわらず、身近な場所での感染の話聞くようになると、自分の周りの人の感染を疑うようになることがあるかもしれません。新型コロナウイルス感染症への不安や恐れが、偏見や差別につながります。

皆さんには、差別的な言動には同調せず、適切な行動をとることができるよう、伝えたいことやお願いしたいことが4つあります。

○新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染した人が悪いということではありません。

○感染した人が悪いという雰囲気ができ、感染したことを言いたしにくくなると、さらに感染が広がってしまうかもしれません。

○感染した人を責めるのではなく、励まし、治って学校へ戻ってきたら、温かく迎えましょう。

○皆さんは、今、自分ができる予防をしっかりと行い、日々の学びを続けてほしいと思います。

今こそ、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、もし自分が感染したら、周囲の人にどうしてほしいかということを考えて行動しましょう。

保護者の皆様も、お子様と一緒に読むなどし、ともに考えてくださいますようお願いいたします。



さいたまけん
埼玉県マスコット
コパトン&さいたまっち

れいわ ねん がつ
令和2年8月

さいたまけんきょういくいいんかいきょういくちょう
埼玉県教育委員会教育長

たかだ なおよし
高田直芳